

静岡文化芸術大学証明書の交付等に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡文化芸術大学(以下「大学」という。)における証明書の交付に関し、交付申請の方法(以下「申請方法」という。)、交付にかかる手数料(以下「手数料」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(申請方法)

第2条 証明書の交付を受けようとする者は、証明書交付願を大学に提出するものとする。ただし、大学が設置する証明書自動発行機により証明書の交付を受ける場合にあっては、証明書交付願の提出を省略することができる。

- 2 証明書交付願を提出する場合は、本人であることを示す書類を提出または提示する。
- 3 学生証の交付については、別に定める。

(手数料の種類及び金額)

第3条 大学が徴収する手数料の種類及び金額については、別表のとおりとする。

- 2 郵送による証明書の交付を希望する者は、手数料に加えて、その郵送に要する費用を負担しなければならない。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この改正は、令和 6 年 4 月 10 日から施行する。

別表

種 類	金 額
在学証明書	200 円
学業成績証明書	200 円
卒業見込証明書	200 円
卒業証明書	200 円
健康診断調査書	200 円
各種英文証明書	200 円
学生証再発行（紛失）	1,000 円
学生証再発行（汚損）	500 円
修了見込証明書	200 円
修了証明書	200 円
在籍証明書	200 円
単位取得証明	200 円
教員免許に関する証明書	200 円
その他証明書	200 円